

令和6年能登半島地震に対する経済的支援

1. 高等教育の修学支援新制度（JASSO）

条件	被災により、生計維持者が死亡、生死不明、行方不明、就労困難、失職等により世帯収入が大きく減少させる事由が発生
授業料免除	授業料の全額、2/3 又は 1/3 の金額を免除 ※免除額は経済状況によります。
奨学金	最大月額 66,700 円を支給（返還不要） ※支給額は経済状況によります。

※詳細は以下の日本学生支援機構（JASSO）のホームページで確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/index.html>

2. 日本学生支援機構貸与型奨学金

条件	被災により、生計維持者が死亡、生死不明、行方不明、就労困難、失職等の被害を受けた場合に、年間を通して随時申し込みを受け付けます。
緊急採用 (第1種奨学金)	・月額最大 6.4 万円の貸与（無利子） ・年収制限は 800 万円程度（両親・子 2 人世帯の場合） ・貸与始期は 2024 年 1 月以降希望する月から支給
応急採用 (第2種奨学金)	・月額最大 12 万円の貸与（有利子） ・年収制限は 1,140 万円程度（両親・子 2 人世帯の場合） ・貸与始期は 2023 年 4 月以降希望する月に遡って支給

※詳細は以下の日本学生支援機構（JASSO）のホームページで確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/index.html>

3. JASSO 災害支援金

学生又は生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上の被害を受けた方、または、自治体からの避難勧告が 1 か月以上続いた方に、一律 10 万円を支給します。

※詳細は以下の日本学生支援機構（JASSO）のホームページで確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

4. 令和6年度授業料免除・徴収猶予

令和6年度前期授業料免除申請を2月中旬頃から受付を開始する予定です。詳細は受付開始までにお知らせいたします。

5. その他

その他経済的に困難な学生に対して活用可能な支援策についてまとめたものが以下の文部科学省内のホームページにありますので参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

【担当】 学生支援課学生支援係

TEL 0157-26-9183

E-mail gakusei09@desk.kitami-it.ac.jp